

総代会

決定機関

法人の意思を決定する最高の議決機関

理事、監事は総代会の意思決定に従って職務を執行しなければならない

監事会

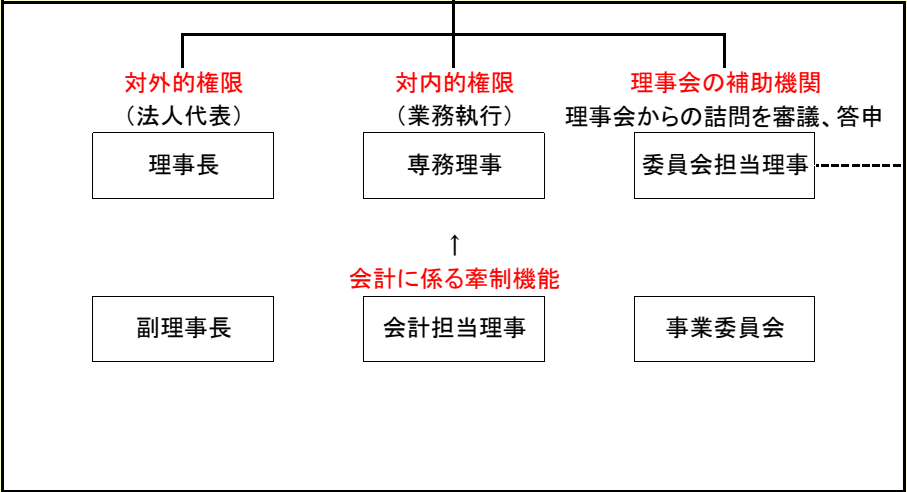
監査機関

理事の執行状況、法人の財産の監査

理事会

執行、運営機関

法人を代表し、事務を執行する期間
事務運営については理事会で協議、過半数で執行する



かんがい用排水に関する連絡・調整等
42水系会長(全水系)により構成
事業委員会担当理事が所管

水系会長連絡協議会

用排水調整協議会

用排水調整の実務
各地区水系水路監視人により構成
事業委員会担当理事が所管

事務局(職員)